

第74回浜大祭配信出展規約

第一章 総則

第一条

第74回浜大祭配信出展規約(以下「本規約」)は、第74回浜大祭において、浜大祭実行委員会(以下「実行委員会」)配信局が所管する出展の規則について定める規定である。

第二条

本規約は、第74回浜大祭に出展及び出演する全ての団体及び個人に適用される。

第三条

第74回浜大祭(以下「浜大祭」)は、浜大祭実行委員会(以下「実行委員会」)により運営される。

第四条

浜大祭は、日本時間における2024年11月3日及び2024年11月4日に開催され、2024年11月2日を準備日、2024年11月5日を片付日とする。

2. 日本時間における2024年11月2日午前7時から2024年11月5日午後10時までを、浜大祭期間とする。

3. 配信局が所管する出展については、前項に示した期日とは別に浜大祭の出展として実施を認める場合がある。

第二章 配信出展

第五条

実行委員会は、配信局が所管する出展形態を配信出展と定義する。

第六条

配信局は、浜大祭において以下の出展を配信出展として受け入れる。

- 1: 配信限定出展
- 2: 野外ステージ配信
- 3: ハイブリッド配信出展
- 4: その他配信出展

第三章 配信限定出展

第七条

配信局は、浜大祭における配信限定出展について、以下の出展を受け入れる。

1:配信限定出展 A 型

2:配信限定出展 B 型

2.前項の規定に依らない出展については、その他配信出展として受け入れることがある。

第八条

配信限定出展 A 型は、委員会が運営する配信番組の幕間や、企画入替時間の合間に放映する動画を制作し、実行委員会に提出し放映を行う出展とする。

第九条

配信限定出展 B 型は、浜大祭の Web ページ等にリンクを掲載すること以外は、実行委員会から施設等の提供を受けずに、インターネット上を中心に行う出展とする。

第十条

配信限定出展に出展を希望する団体は、配信局が提示する指定の様式の申請を行い、配信局から出展許可を出展物ごとに受ける必要がある。

第十一条

第十条に定める申請を提出し、配信局から出展許可を得た団体は、配信局に対し出展物を提出することができる。

2.別に定めのある場合、第十条に定める申請と同時に出展物を提出することができる。

第十二条

配信限定出展に出展を希望する団体は、配信局が定める提出期日 I までに出品物を提出しなければならない。

2.提出期日 I 以降に第十条に定める申請を行う団体は、第七条第 2 項の規定を適用する場合に限り、提出期日 I を第十条に定める申請の提出日とすることができる。

第十三条

配信限定出展に出展を希望し、配信局から出展許可を得た団体は、提出保留金として三千元を納付することで、第十二条に定める期限を提出期日 II に変更することができる。

2. 提出保留金は出展物ごとに納付する必要がある。
3. 提出保留金の納付にかかる振込手数料等は、提出保留金を納付する団体の負担とする。

第十四条

配信局は、提出保留金を納付した団体が出展物を提出期日Ⅱ迄に提出し、且つ提出期日Ⅱ迄に提出された出展物を承認し受け入れを行ったとき、提出保留金を団体に全額返金する。

2. 配信局は、提出期日Ⅱ迄に提出された出展物の受け入れを否決したとき、否決事由に応じて提出期日Ⅱの日時を出展物別に再設定することができる。
3. 実行委員会は、提出保留金の獲得を目的として出展物の受け入れを否決することを行わない。

第十五条

実行委員会は、配信限定出展の出展物として提出された全ての情報について、以下の用途で制限なく使用することができるものとする。

- 1: 浜大祭の配信業務
- 2: 浜大祭の広報業務
- 3: 実行委員会及び実行委員会の認めた団体による広報
- 4: その他第74回浜大祭及びそれ以降の大学祭の運営に関わる一切の業務

第十六条

配信局は、配信限定出展の出展物の審査を配信出展受入基準表に則り行う。

第四章 野外ステージ配信

第十七条

野外ステージ配信は、浜大祭において臨時に設営される野外ステージ及びそれに類する会場(以下「野外ステージ類」)にて行われる演目を、実行委員会により配信するものである。

第十八条

野外ステージ配信に出展することのできる団体は、野外ステージ類において出演する団体に限る。

第十九条

野外ステージ類に出演する団体は、原則として野外ステージ配信に協力しなければならない。

第二十条

野外ステージ類の演目に関する規定は、ステージ運営局が別に定める。

第五章 その他配信出展

第二十一条

その他配信出展として参加を希望する団体は、出展を希望する内容の詳細を、相応の時間的余裕をもって実行委員会に通知し行なければならない。

第二十二条

その他配信出展の受け入れ手順及び受け入れの可否は、本規則に依らず配信局が個別に決定する。

第六章 浜大祭の中止

第二十三条

配信出展に出展を希望する団体は、浜大祭の開催並びに一部企画の中止等に伴い、配信出展の放映及び受け入れ等が取りやめになる可能性がある点について、予め同意する必要がある。

第二十四条

配信出展に出展を希望する団体は、浜大祭の開催形態が変更になることに伴う配信出展の取り扱いについて、本規約の同意を以って実行委員会に一任するものとする。

第二十五条

配信出展を行う際に使用する媒体のサービスが何らかの理由で使用できない状態となった場合、実行委員会は配信出展の受け入れを中止する場合がある。

2. 配信出展を行う際に使用する媒体のサービスに発生した支障が実行委員会の管轄する範囲を超えて発生した場合、実行委員会は配信出展の受け入れの中止についてその責を負わない。

第七章 附則

第二十六条

本規約は、実行委員会の決定に応じ改定を行うことがある。

第二十七条

実行委員会は、本規約の改定を行ったとき、配信出展に関する手続きを行った団体及び浜大祭の参加団体に対しこれを周知する。

第二十八条

本規約は 2024 年 6 月 17 日より施行する。